

事業名	児童虐待防止対策事業費	財務コード (事業)	530008
-----	-------------	---------------	--------

細事業名	権利擁護機能強化事業費
------	-------------

担当部課室	福祉保健 部 児童家庭 課 児童養護 担当 (内線)	3156
-------	----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H17 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(直営)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 虐待を受けた子どもとその保護者</td> <td>その対象をどのような状態にして 宿泊(通所)指導等を受講することによって、親子の関係の改善が図られている。</td> <td>結果、何に結びつけるのか 養育機能の再生・強化 児童の人権擁護の促進 虐待の再発防止</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 虐待を受けた子どもとその保護者	その対象をどのような状態にして 宿泊(通所)指導等を受講することによって、親子の関係の改善が図られている。	結果、何に結びつけるのか 養育機能の再生・強化 児童の人権擁護の促進 虐待の再発防止
誰(何)を対象に 虐待を受けた子どもとその保護者	その対象をどのような状態にして 宿泊(通所)指導等を受講することによって、親子の関係の改善が図られている。	結果、何に結びつけるのか 養育機能の再生・強化 児童の人権擁護の促進 虐待の再発防止		
事業の内容 主に 24年度	<p>事業主体:児童相談所 補助率1/2(国1/2) 対象となる親子に対して、親子再統合プログラムに基づき、親子の関係改善や生活型親子再統合室において、宿泊(通所)指導事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再統合プログラムの調整 再統合にむけた支援を行う虐待ケースや親子関係の改善の必要がある親子(家族)を対象に、親子のあるべき姿についての目標設定を段階ごとに行い、カウンセリングやペアレントトレーニング、家族療法等を通所あるいは宿泊指導等により進め、最終的に家族が一緒に生活できる(あるいは家族関係が安定する)ためのプログラムを策定市、治療及び支援をしていく。 児童精神科医による診察、養育者へのカウンセリング、医学的アセスメント及び助言指導、等 臨床心理士による心理診断、心理療法(ロールプレイ、家族療法、行動療法等)、臨床心理学的アセスメント及び助言指導、等 親子再統合へ向けた児童養護施設職員や児童相談所職員へのスーパーバイズ等 			
根拠法令等	児童虐待の防止に関する法律 通知「児童虐待防止対策事業の実施について」			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	親子再統合 実施件数	23	26	27	26	26	目標設定の考え方 H22年度の評価時は、開始年度のH18年度の実施件数から毎年20%ずつ件数を増やすこととしたが、対象となる親子の選定等がある中で、機械的に増加させられるものではないため、実情に合わせ、過去5年間の平均値を目標とする。
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	103.8 %					
成果指標	親子再統合実施件数のうち、家庭引き取りなどの目標を達成した率 (達成件数/実施件数)	30.4%	34.9%	40.7%	34.9%	34.9%	目標設定の考え方 過去5年間の実績の平均とした。
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	116.6 %					
決算額、予算額 (千円)	1,766		1,899	2,149	2,149		成果指標によらない成果 最終的に家族引き取りまで繋がるケース、家族引き取りまで繋がらないまでも家族関係が安定するケース等、個々の家庭事情、背景に合わせた形で、家族再統合にむけた調整が図られている。
うち一財額	693		827	1,077	1,076		
所要時間(直接分)	16 時間		16 時間	16 時間	16 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	16 時間		16 時間	16 時間	16 時間		
人件費1st 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	33		33	33	33		

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
b	b	近年、児童虐待の増加や重篤化等が問題となっている中で、家族機能が再び構築され、家庭引き取り及び家族関係の安定化等に向けて、専門家等の支援を受けながら本事業が実施されている。 個別のケースによって家庭事情や背景は様々であり、一概に数では図り得ない部分もあるが、家族再統合や家族の安定化等の成果が上げられている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。